

裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（第68回）開催結果概要

1 日時

令和5年2月1日（水）午後1時30分から午後5時まで

2 場所

最高裁判所大会議室

3 出席者

（委員、敬称略・五十音順）

出井直樹、奥山信一、川出敏裕、小林篤子、高取真理子、平出喜一、山田文、
山本和彦（座長）、横井弘明、吉田誠治

（事務総局）

清藤健一総務局総括参事官、長田雅之総務局第一課長、川山泰弘総務局企画官、
小津亮太民事局第二課長、横山浩典刑事局第一課長、
荒谷謙介行政局第一課長、戸苅左近家庭局第一課長

4 進行

（1）報告及び意見交換等

ア 第10回報告書の構成等について

川山総務局企画官から、報告書の構成は、「Ⅰ」が報告書全体の内容を要約したポンチ絵、「Ⅱ」が迅速化検証の振り返り及び司法研修所において実施した研究会の概要、「Ⅲ」が民事第一審訴訟事件、「Ⅳ」が刑事第一審訴訟事件、「Ⅴ」が家事事件・人事訴訟事件、「Ⅵ」が上訴審における訴訟事件となる予定であることなどが説明された。

イ 第10回報告書案について

（ア）民事第一審訴訟事件の統計データ分析について

小津民事局第二課長から、①民事第一審訴訟事件について、新受件数は、平成22年以降減少傾向にあり、平成27年、平成28年に若干増加したが、平成29年以降は再び減少したこと、平均審理期間は、平成22年以

降長期化傾向にあり、特に第1回口頭弁論期日から人証調べ開始までの争点整理期間が長期化していること、②合議事件に関して、既済事件・未済事件ともに合議率は平成24年以降おおむね増加傾向にあり、令和2年あたり一旦減少したものの令和3年に増加に転じたこと、③医事関係訴訟の新受件数は、ここ数年700件台で推移しており、平均審理期間は平成27年以降徐々に長期化していること、④建築関係訴訟の新受件数はこの10年ほぼ横ばいとなっており、平均審理期間は、徐々に長期化傾向にあることなどが説明された。

続いて、荒谷行政局第一課長から、①知的財産権訴訟について、新受件数は平成29年を除いておおむね500件から600件で推移していること、平均審理期間は平成24年以降短縮傾向にあったが令和元年以降やや長期化傾向にあること、②労働関係訴訟について、新受件数は平成21年以降、3000件を超える高い水準で推移していること、③労働審判事件の令和3年の平均審理期間は91.0日であり全体の6割弱の事件が3か月以内に終局していること、④行政事件の新受件数は平成4年以降増加傾向にあったが平成27年をピークに減少傾向に転じ、平均審理期間は令和元年以降長期化傾向にあることなどが説明された。

(奥山委員)

- 事件類型別の審理期間2年超の既済件数について、事件類型毎の件数で分析されているが、この事件類型の分類はどのようにされていて、後の医事関係訴訟、建築関係訴訟といった分け方とどのような関係にあるのか。また、建築関係訴訟には、建築請負代金、建築瑕疵損害賠償があるが、土地境界はこれに入らないのか。さらに、「その他」という分類分けの既済件数が一番多くなっているが、「その他」とは一体何か。あと、件数だけに着目すると、件数が少ない事件については社会的な影響が少なく、長期化しても問題ないように見えるが、件数だけの分析でよいのか。

(小津民事局第二課長)

- 事件類型の区分けの仕方については裁判所が事件を処理した際に事件票を作成し、その事件票に分類されて統計が取得できるものにしたがって分類をしている。土地境界、おそらく境界確定等がこのように分類されているのだと思うが、境界確定訴訟以外の、例えば建築の損害賠償、請負代金などを請求する事件についてはまた別の項立てになっている。「その他」に関しては、事件票に個別に分類されないものが含まれており、純粹な「その他」と、「金銭のその他」という項目があつて、やや分かりにくいかもしれないが、第9回迅速化検証報告書では、「金銭のその他」には手付金や地代、家賃債権請求権などが含まれるといった脚注を付して中身が分かるようにしている。また、それぞれの件数のみでなく、各類型の審理期間の動向などの把握が可能か否かという点については、以前の迅速化検証報告書ではそれぞれの事件類型ごとの審理期間の動向を示しているグラフがあつたと思うので、そのあたりも参考になると思う。

(奥山委員)

- 検証検討会でデータを見て概況を正確に把握していく上で「その他」ばかり多いと意味不明になってしまう。専門家でない人が統計の結果を見たときに分かりやすいよう説明があるといい。

(小津民事局第二課長)

- 統計の項目の中身については、例えば、建物については前回の報告書の中でも注を付けるようにしているなど、これまでもできる限り報告書の注の中で内訳が分かるように工夫をしているので、今度の報告書でも同様の配慮をしていきたい。

(山本座長)

- 「その他」の指摘については全くごもつともで、全部の事件数を見ていくと、「その他の損害賠償」、「金銭のその他」、「その他」の三つの類

型を合わせると、全体の半分近くを占める件数になってしまうので、その結果分類分けの失敗ではないか、と言われてしまう。さらに、この三つは長期化している事件も多い。とはいえ、なかなか分類分けするとなると難しい面もあって、このあたりを継続的に工夫していく必要はあるだろうと思う。

(高取委員)

- 少し現場の実感を述べさせていただくと、争点整理に時間がかかっているというところは、まさに裁判所が課題として受け止めているところであるが、やはり事件が複雑困難化しているということで、裁判所の検討時間が必要な部分もあるし、代理人の方々も当事者の方々もお時間を要するというようなことも増えているように思う。事件の内容にもよるところではあるが、その点についてどうしたらいいのかはなかなか難しいところである。また、コロナの影響で、既に期日回数が減少しているという影響が起きているが、やはりコロナ前と比べて、コロナ感染が疑われるので今日は期日に来られないというような話が出たり、証拠調べの期日で、対象となる証人や代理人がそういうことになったりすると、証拠調べは1日、半日、という時間をとるため、その日程が先になってしまうので、今の時点でも全く影響がないというような状況ではないと思う。

(山本座長)

- 特にこの令和3年は既済事件についていえば、まさにコロナによる直撃を受けていたと思う。そして全体的には長期化したと思う。報告書には最終的に令和4年の数値が載るので、もう少し数値的にはずれてきているところがあると思うが、高取委員から御指摘があった部分は続くと思う。

(出井委員)

- 小津民事局第二課長から説明があったように、平均審理期間が延びているということであるが、大事なのは、人証調べを行った事件がどうなった

かということである。これは人証調べを実施して対席判決で終局した事件における手続段階別平均期間の推移に現れており、全体としては23か月くらいになっている。深刻とまではいかないが心配である。これはあくまでも平均審理期間なので、2年を超えている事件もかなりある。未済事件と既済事件について、2年超事件が増えているというのは無視できず、要因は何なのか、裁判官、弁護士として見ておかなければならないと思う。刑事と家事では民事訴訟と違った見方があるかもしれないので、それは御指摘いただきたいと思うが、民事は今申し上げたようなことが心配な事態かなと思う。

(イ) 民事実情調査について

小津民事局第二課長から、「IT化・フェーズ1における争点整理の現状と課題」及び「合議体による審理の現状と課題」について、後半の実情調査を行い、前半と同様、期日等の指定の在り方について、変化が生じているものの、代理人の訴訟対応の違いといった背景から期日指定の在り方に違いが生じていることが説明された。次に、期日等における争点整理の充実について、裁判官からITツールの導入により代理人と連絡が取りやすくなることで迅速化に寄与したり、ファイル共有機能等を用いて裁判所と代理人の認識共有を図ったりと、口頭議論が活発化しているという意見が多く聞かれた旨説明された。

また、期日間準備の内容等について、フェーズ1の運用開始後は、期日の終了後に、裁判所がITツール上に次回までの準備事項を記載することによって、代理人からの書面の提出状況に改善も見られるが、期限どおりに提出されるのは50パーセント程度と考える裁判官が多いこと、代理人からは、これには依頼者本人の事情が大きく影響しているという意見があったことが説明された。

以上に加え、争点整理を充実させるための組織的取組として裁判官は内

部のPTや本庁・支部間での研究会、高裁管内の他庁と月1回程度のウェブ会議を行って取組を紹介し合っていることが説明された。他方、弁護士会では弁護士会内で争点整理に関するシンポジウムを行ったり、多様な研修や弁護団を通じての取組を行ったりしているとの説明があった。また、裁判所と弁護士会で定期的に意見交換を行って、裁判所からは運用上の工夫等を紹介しているほか、そのような工夫等を弁護士会の会員全体に還元するための研修会を合同開催するなどの取組を行っていることが説明された。

続いて、合議体による審理の実情に関して、裁判所は、専門的知見を要する複雑困難な事件等を合議に付しているほか、当初は単独事件であっても、審理が長期化し、争点が多岐にわたるものなどは、事案の内容や性質等を考慮し、審理の途中から合議に付すこともあるとのことであり、弁護士からも、合議に付すかどうかの判断に疑問を感じたことはないとの意見が聞かれた旨説明された。付合議のメリットとしては、3人の裁判官による多角的な検討が可能になるため、訴訟指揮の適切さが一層向上する、和解や判決に対する当事者の納得感が得られやすくなるなどの点が挙げられた。また、裁判所から代理人に対して、合議の充実・活用を図る上で協力を求めたい事項としては、①書面等の提出期限を遵守する、②主張書面等において訴訟物及び主要事実を明確化する、③期日間のITツールの確認を習慣化するなどの事項が挙げられたほか、④複雑困難な事件については、準備書面の作成の仕方を工夫する、⑤審理の終盤や裁判官の交代の際に、要約書面の作成や口頭でのプレゼンを行うなどの事項が挙げられていた旨説明された。

(山本座長)

- まず、IT化・フェーズ1における争点整理について、御意見を伺いたい。

(出井委員)

- 方向性協議について、実情調査を行った二つの庁では争点整理の早期の段階で裁判所と当事者が文字どおり方向性について打ち合わせるといったことが行われているという紹介をもって「2 民事第一審訴訟事件に係る実情調査の結果」の①方向性協議の拡大のところで「方向性協議」と呼ばれるプラクティスが広まりつつあることが紹介されたとしている。方向性協議の有用性については、他の庁でも参考にさせていただきたいと思っているが、こういうふうに書くと、この二庁だけでなく全国的に広まりつつあるのかというふうにも読めてしまうが、そういう認識でよろしいか。それから、この方向性協議は当事者からの参考事項聴取や事前照会書を活用して行うようであるが、この書面は両当事者が共有する形なのか、それとも裁判所と各当事者の間だけのものなのか。

(小津民事局第二課長)

- まず一点目の方向性協議の広まりについては、実情調査を行った二つの庁でこのような紹介があったほか、全国の裁判所が参加する協議会や、各庁同士の意見交換会等も行われている中では、この二つの庁以外でも、方向性協議を取り入れて事件処理をしているという紹介等がされているので、全国的な広がりが出てきていると受け止めている。二点目の参考事項聴取の照会書の回答を相手方が見られるのか、裁判所限りなのか、については、いろいろな扱いがあると思うが、これまでの多くは、一方当事者が裁判所のみ見られるような形で、事前交渉で相手方は何と言っていたかとか、重要な点はこうだとか、というような話をファックス等の書面で回答してもらったり、あるいは書記官から代理人に電話で直接聴取したりといったプラクティスがされていたと感じている。

(出井委員)

- 今紹介されたようなやり方の場合、訴訟に関する事項を裁判官が相手方

当事者のいないところで聴くことになるが、それでよいのかという問題や、和解についての話を裁判官に知らせること自体がそもそも手続的によいのかといった、いろいろな意見が弁護士会サイドであることはよく知っておいていただきたい。

(高取委員)

- 方向性協議については、事件の早期の段階で見通しを立て、代理人と方向性について協議をする場を設けるという意味では結構広く行われるようになってきていると思う。ウェブ会議を使うことによってそのようなやりとりが割とやりやすくなっているという現状もあるので、そのようなやり方が広く行われているという実感はある。それから照会書についても、提出を強制しているものではなく、お出しただければ参考にさせていただきますという位置付けであり、各庁において照会書の記載事項について各弁護士会と相談されていることもあり、そのようなものを参考にさせていただきながら、事件の見通しを立てていくということが往々にしてであると伺っている。なお、フェーズ1における争点整理として、実情調査の対象庁でいろいろな試みをしていることを私の方でも認識した。先ほどファイル共有という機能の説明があったが、争点の対比表であったり、医療では診療経過一覧表であったり、建築では建築瑕疵の一覧表であったりといった一覧表のファイルを皆で共有し、お互いに加筆などをしていただくことで完成させるという試みが広く行われているし、私の庁でもこのような使い方をよくしている。

(小林委員)

- 2回の実情調査を通じて、ITツールを使う人と使わない人との格差は今後どんどん広がっていきだろろうと感じた。当事者本人が使えないのは仕方がないが、少なくとも代理人にはITツールの使用を必須にしていかなないと、お話にならないと思う。そもそも裁判所のIT化は周回遅れで始ま

ったのに、それを使わない人がたくさんいるのでは世の中の動きとそぐわない。

- 後半の実情調査で、裁判所の聴取の最後に出た「働き方改革」という視点を報告書のどこかに入れられないか。聴取事項とは直接関係ないが、休暇の取得推進が厳しく言われるようになった中で、昔のように休みなく夜遅くまでという働き方を強いることはできない。その一方で、事件の数は減っても、権利意識の強まりの中で非定型訴訟が増えているという悩みがあったと思う。これからますます人口減少が進み、人材確保の競争が厳しくなっていく中で、裁判所も良い人材を採るためには、今までと同じように仕事をして、審理期間をどんどん短くしなさい、というのは多分無理である。山本座長の基調講演の中にもDXの思想を入れるようにとあったが、そのためのIT化の活用という視点を入れないと、審理期間をとにかく短くしろ、工夫でなんとか乗り切れ、というのは、難しい感じがする。

(小津民事局第二課長)

- 弁護士側のITツールの使用頻度については、ウェブ会議の広まりにつれてお使いになる年配の弁護士の方々も徐々に増えているのではないかと
思うし、改正民事訴訟法の完全施行が4年以内であるが、その完全施行の際には、弁護士のオンライン申立てが義務化されると決まっているので、それまでの間に必要な準備がされていくのだろうと考えている。
- 働き方改革に関しては、実情調査でそういった話が出ていたが、それを報告書の中でどういうふうに溶け込ませられるのか、工夫をしてみたい。

(出井委員)

- 弁護士のIT対応はかなりのスピードで進んでいると思う。これはおそらくコロナが影響している。弁護士のIT対応は不可欠だと思うので、そこは弁護士、弁護士会として真剣に取り組んでいかないといけないと思う。

- 小林委員の御指摘の中で大事だと思ったのは働き方改革である。私も気にしているが、IT化が労働密度というのか、それを効率化する方向に行くのか、あるいはインテンシブになるのか、そこに注目していかないとならない。これは代理人サイドも、裁判官サイドも、今後注視していくべきだと思う。

(山田委員)

- 事前照会書については、どういう意味を持ち、記載内容が裁判にどういう影響を与えていくのかは、代理人あるいは当事者にとって非常に気になるところだろうと思う。より一般化すると、実情調査において、裁判官が、争点の備忘のため、あるいは争点についての暫定的な部分をメモの形でITツールを使って言語化してくれるという工夫を聞くことができ、弁護士にとっても大変役に立つと思うが、諸刃の剣というところがあり、当初備忘のためと言われていたメモが、弁護士が予期せずに、後にそれに基づく争点の整理に使用されるということはあると思う。実務の工夫は素晴らしいが、それぞれある種のマイコートルールのようなものを、各裁判官ないし裁判体が独自に作り、あるいは各裁判官と代理人との間で作られていると思われ、そうであれば各裁判官、各裁判官と各代理人、各当事者との間でのこういったコートルールについての話し合いをもう少し密にしておく必要があるのではないかと思う。こういった事柄について、組織的取組として議論しているところもあるが、組織的取組では、研修を受けてほしい人が受けないという現象があるのが課題であるし、事件によって扱いを変えるということもあると思うので、その個別の事件ごとに取り組んでいることを何かの形で紹介できるといい。

(高取委員)

- 山田委員の指摘は、裁判所の方も受け止めなければならないと思っている。裁判官が独立してそれぞれのやり方がある一方で、IT化が進み、I

ITツールの利用であったり、やり方について共通して検討すべき課題があったり、それを使った工夫例を皆に知ってほしいという思いもあり、裁判所の方でもいろいろな工夫をし、その周知もしている。また、マイコートルールだとしても、この事件においては当該代理人、当事者と共有しなければいけない、ということはあると思う。そのためのコミュニケーションの必要は裁判官も強く感じており、ノンコミットメントルールのもとで自由な議論をできるようにしたい、そのためにはどうしたらいいのか、というような検討も研修等でなされているところなので、今後いろいろな面で動きがあるのではないかと思う。

(山本座長)

○ 次に合議体による審理の充実・活用について、御意見を伺いたい。

(高取委員)

○ 合議の充実に関しては、実情調査の中でも出てきたとおりおおむね順調になされているのではないかと実感している。訴状の段階から合議に相当な事件かどうか振り分けをしており、事件が進行するにつれて、棚卸等で単独事件を合議に付するという事柄も、いろいろな庁で行われている。ウェブを使うようになり、合議体の合議のやり方も少しずつ良くなってきている面もある。IT化でいろいろなものを代理人とも、合議体でも共有できるようになり、皆が同じものを見ながら議論していける手段が増えたということがあるので、このあたりも今後変わっていく部分かと思う。

(出井委員)

○ 単独事件と比較して、合議事件の手間の方が多くなるものなのか。私は仲裁人をやっていて、単独仲裁より合議の仲裁の方の手数が多くなることを経験しているので、そのあたりの実情を伺いたい。

(高取委員)

○ 手間というものをどう捉えるかにもよると思うが、合議事件ではやはり

合議が要るので、その分事件の検討について時間を要するという部分はあると思う。また、弁論を入れる際には3人のスケジュールが揃わないと期日が入れられない、ということはあるので、その分単独よりも時間がかかるという面がある。しかし、受命裁判官による期日や書面準備による協議を利用してできるだけ機動的に進行させるということもなされているので、そのあたりは事件の進行として、単純には言えないところがある。合議の一番良いところは3人で慎重に、適切に、ということだと思うので、事件に応じて使い分けをしている。

(出井委員)

- 誤解のないように申し上げますと、合議は一定の時間がかかる、プロセスがいくつか増えるということではあるが、やはり高取委員の指摘のように3人が慎重に準備を行うということで、そこは積極的に考えるべきだと弁護士会の中でも議論をしている。私が気にしているのは合議事件を増やすことによって、裁判官の負担がどれくらい増えるのかなというところは見えていかなければいけないということである。

(小津民事局第二課長)

- 合議の関係だが、実情調査でも出ていたとおり、単独で進めていた事件が長期化してしまっていて、合議に付した後で軌道修正が図られて、そこから先の進行は迅速化したという紹介もあったので、合議によってスピード感が増す場合もあり、そのあたりは総合的に見て合議のメリットなどを考えていくことになろうかと思う。

(ウ) 刑事第一審訴訟事件の統計データ分析について

横山刑事局第一課長から、刑事通常第一審事件全体について、①新受人員は平成28年以降減少していること、②平均審理期間は否認事件が平成27年以降若干の長期化傾向にあったところ、令和2年以降は長期化していることが説明された。

また、裁判員裁判対象事件について、①新受件数は平成28年までは減少傾向であったものが横ばいになり令和2年以降減少していること、②判決人員は自白と否認の内訳を見ると、平成28年までは自白事件の方が多かったのが、平成29年以降は否認事件の方が多くなっていること、③平均審理期間と公判前整理手続期間は、平成28年までの長期化傾向に歯止めが掛かり、近年はおおむね横ばいの状況にあったが令和2年には長期化しており、令和3年には自白事件は若干短縮したものの、否認事件は引き続き長期化していることなどが説明された。

(横井委員)

- 裁判員裁判対象事件における判決人員の平均審理期間の推移を見ると、一旦22年に急上昇してその後下降して、また上昇してというような現象が起こっているが、これは一度長期化したところで期日の仮予約等の対応をした効果が出てきたということなのか。

(横山刑事局第一課長)

- 御指摘のとおりと思う。このあと説明する実情調査の中でも紹介させていただくとおり、公判前整理手続の期間が延びてきたという問題意識を踏まえ、早期の打合せや、期日の仮予約といった取組が各庁に定着してきた時期が短縮化に向かった時期とちょうど重なったと思っている。

(横井委員)

- 令和3年で自白の審理期間が少し短くなり、否認の審理期間が延びている点だが、自白事件と否認事件はずっと同じような割合で推移していたのに、いわゆる争う事件が非常に延びているということが影響して、総数の平均が延びているということなのか。

(横山刑事局第一課長)

- 御指摘のとおり、自白と否認の割合の推移については大きな変化がない。平均審理期間、公判前整理手続期間については、自白は短縮しながら

も否認が全体を押し上げており、否認の長期化がより勝っているという形になっている。

(エ) 刑事実情調査について

横山刑事局第一課長から、実情調査の調査事項はこれまでと同様に公判前整理手続の長期化要因及び公判前整理手続の充実・迅速化に向けて採られている方策等としつつ、これまでの調査とは異なる地域及び規模の庁における実情を聴取するため、大規模庁と中規模庁で調査を実施したことが説明された。

その結果、公判前整理手続の長期化要因等のうち、事件内容の変化については、これまでの報告書とおおむね同様の認識が法曹三者から示されたこと、客観的証拠の増加については、調査したいずれの調査先においても、これまでと同様、公判前整理手続の長期化に大きな影響を与えているとの意見があった。他方で、調査した中規模庁では、客観的証拠が必ずしも決め手にならない事案もあり、仮に重要な証拠が見つければ柔軟な対応をするという前提を当事者に示しておけば、他の争点と並行して準備をすることに協力を得ることができるため、客観的証拠の増加も長期化に直結するとはまでは言えないとの意見もあったことが説明された。

また、科学的・専門的知見が問題となる事件の増加については、主に調査先の大規模庁の意見であるが、最近では弁護人も協力医等に依頼して、当事者双方が証人請求をする事件も増加しているとの意見があった。さらに、これまでの実情調査と同様、責任能力については、プラクティスが確立してきたが、死因など法医学等については、法曹三者で共通のイメージを持って進めていくことが難しいとの意見があったことが説明された。

次に、当事者の訴訟活動及び裁判所の訴訟指揮について、証拠開示についても、いずれの調査先においてもおおむねこれまでと同様の意見があったが、弁護側からの開示証拠と証拠一覧表の対応関係の確認に時間を要す

るとの指摘に対し、大規模庁の検察庁から、問合せがあれば対応関係を口頭で説明しており、証拠一覧表に鉛筆書きで対応関係を付記するなどの工夫例もあるとの紹介があったことが説明された。

主張整理等については、法曹三者から、争点整理をどの程度詳細に行うかといった点について立場を異にする様々な意見が出された。

現状に対する評価についても、公判前整理手続を迅速に進めることが望ましいことについては、法曹三者の意見がおおむね一致していたが、一部、温度差も見られたことが説明された。

続いて、公判前整理手続の充実・迅速化に向けて採られている方策等について、個々の事件において採られている方策については、いずれの調査先においても起訴後早期の打合せ、公判期日の仮予約、口頭議論等の取組は、迅速化に資する取組であるとの意見があったほか、これらの取組が、例えば、起訴後早期の打合せを単に早く行うことだけを目的としてしまうなど、取組が形骸化してしまうと意義に乏しくなるとの意見があったことが説明された。

個々の事件の処理を超えて採られている方策については、いずれの調査先においてもこれまでとおおむね同様、法曹三者での協議会や、個々の事件終了後の振り返り会等の方策が採られていることが説明された。

最後に、実情調査の結果を受けて、事件内容の変化等いわば外在的な要因に対しては、今回の実情調査では、客観的証拠が膨大であること自体や、捜査段階で黙秘すること自体で、直ちに長期化するわけではなく、具体的な事件内容や法曹三者の活動次第であるとの指摘があり、法曹三者の活動を改善していくことの重要性が裏付けられたことが説明された。また、今回の実情調査では、公判前整理手続において当事者の主張をどの程度かみ合わせるかといった点について共通認識が得られていない結果、長期化している事案があることも見受けられ、引き続き公判前整理手続の基本的な

在り方について法曹三者の間で共通認識を形成していく必要があること、このためには、刑事分野では事件終了後の振り返り会という機会が定着しているため、これを最大限活用し、個々の事件の長期化要因や解決策について具体的に議論した上で、今後の事件にも活かせるよう集積、共有するといった取組が有用と考えられることが説明された。

(横井委員)

- これまでいくつか実情調査を実施し、法曹三者が長期化の原因として客観的証拠や専門的知識を要する事件の増加を指摘しており、長くなる事件はやむを得ないというところがある。短くできる事件はあるので、例えば自白事件や、否認事件でも、そのような客観的証拠が問題となるような事件はそう多くないと思うが、問題はそれをどうやって見抜くかであると思う。そういう観点から、迅速化の方策を考えるべきなのではないかと思う。

(川出委員)

- 実情調査の感想として、争点や証拠をどの程度整理すべきなのかについて、裁判所の中でも、裁判体によって意見が若干異なることがあると感じた。もっとも、それぞれの裁判体での整理のやり方を見てみないと、実際にどれくらいの違いがあるのかは分からないところがある。大きな流れとしては、公判前整理手続の段階であまり細かいところまで詰める必要はないということで意見は一致しているのではないかと思う。

他方、検察官と弁護人の間では、検察官としては弁護人になるべく早期にある程度細かいところまで主張を出してもらいたいという意見が強い一方で、弁護人の中には、類型証拠の開示が済まないと予定主張を出さないという方針の方もいるようで、その溝というのを完全に埋めることはできないように思う。裁判所が、それぞれの裁判体の方針に基づいて、両当事者に対し最低限ここまでのことをやってほしいという説得をするしかな

いと思う。そこを曖昧にしたままに、当事者間のやり取りに任せておくとうまく進行しないと思うので、必要な場合には積極的な働き掛けをしてもらいたい。その関係では、先ほどの民事のところでノンコミットメントルールの話が出ていたが、弁護人の主張を引き出すための一つの方法であると思うので、その活用も検討していただければと思う。

(横井委員)

- 以前は弁護士会全体で、類型証拠開示がされた後でなければ意見を出すべきでないという意見が強くて、今でもそういう人が結構いるが、最近は弁護士会の研修で、出せる意見は出さない、出せない場合はその理由を明らかにしなさいといった指導をしているので、少し変わっていくのではないかと思う。

(平出委員)

- 客観的証拠の増加についてはある程度外在的な要因なのでやむを得ないと思うが、手続がデジタル化される中で、将来的にはデジタル証拠に対するデジタル技術を用いた取組ができればよい。
- 裁判所は訴訟指揮においてどの程度争点整理をすべきなのか。その歴史をさかのぼると、公判前整理手続が導入される前から争点整理を全くやってなかったわけではないと思うが、事前に争点整理を行う、すなわち証拠調べを行うより先に明示的に主張を出し合うということは、刑事訴訟では未知の体験だったと思う。裁判員裁判の導入の頃に公判前整理手続が導入されたが、今回の実情調査を見ると、私が十数年前にある程度法曹三者で合意ができたと思っていたことについて、認識のずれが広がっており、長期化につながってきていると思う。
- 先程民事の話でルールをわかるようにするという話が出ていたが、議論する前提として議論のルールが決まってないと、どうしても長期化する。したがって、法的義務として証明予定事実として何を書かなくてはいけな

くて、予定主張として何を書かなければいけないかということが、法曹三者の間でミニマムとして共有されないといけない。さらに事案によっては、審理充実のために、もしくは審理計画をより効率的に策定するために、裁判員にも分かりやすいようにここまでの争点は決めておいた方がいいということもあるかもしれない。そのあたりの認識が法曹三者で共有化できていないので、時間がかかっているのではないかと、今回の実情調査を見て改めて思う。

- ノンコミットメントルールに関しては、随時様々なところで検察官や弁護人にしてきたつもりである。

(出井委員)

- 客観的証拠、デジタル証拠が増えているということに対して、いかに対応していくのかというのが大きな課題だと思う。これは弁護人側の課題だけではなく、捜査をする側でも同じ問題だと思うが、警察、検察庁はそれぞれ組織があるので、それなりの対応はできる。それに対して弁護人は、個人であるし、弁護人の複数選任というのも簡単に認められるわけではないので、そこが弁護人サイドの大きなチャレンジだと思う。非常に手間がかかるやり方で、弁護人が被疑者・被告人と、認識を合わせてデジタル証拠を確認しなければならないが、それでも十分にできるのか。
- 報告書案の現状に対する評価の中で、「～といった意見や、被告人の権利保護を重視すべきであり、迅速化にあまり興味がないといった意見もあった」という記述がある。そのような発言は確かに実情調査であった。しかしこういうふうに書かれると、これが一人歩きして誤解を受ける可能性がある。この趣旨は、まさに被告人の権利保護を重視すべきであって、時間の問題だけにフォーカスを当てるべきではないということで、おそらく当検証検討会というのは期間の問題だけでなく適正充実が前提になっているので、それをあわせて考えれば、迅速化に興味がないという答えはない

はずである。よって、ここを報告書に記載する場合は、こういう表現を
するか十分御検討いただきたい。

(山本座長)

- 公判前整理手続の充実・迅速化に向けた方策について御質問はあるか。

(横井委員)

- 時間がかかるのがやむを得ない事件でも審理期間を短くできる事件はそ
うしたいのだが、長期化の原因について検討しているものの明白な原因が
わからない。原因究明というところで振り返りの会をもっと活用し、早く
する方策があったのではないかとすることをなるべく必要な質問事項に
して、質問にあげるという方策も考えられるのではないか。

(平出委員)

- 法曹三者の対話が非常に重要だと思うので、それは様々なチャンネルで
やっていくのが大事だと思う。ある程度抽象化した上での議論もしなけれ
ばならないし、横井委員から出た振り返りの会というのは具体的な事例の
中でもう少し改善の余地があったかということ話す機会であるが、それ
も大変有用な機会だと思う。例えば公訴事実は全て争うと弁護人が言って
いた場合に、手続の中ではどうしてですかとは聞きにくい場合もあるが、
振り返りの会では聞いていいと思う。それに対して、弁護人はこういう事
情があったからそういう主張になったのだということ繰り返してやって
いければ、お互いの立場の相違を乗り越えて経験を共有し、それによりも
う少し前に進めることも可能になると思う。さらに、そのような結果を法
曹三者の中で共有していくことを地道に続けることが、大変重要ではない
かと思う。

(横井委員)

- 今回の実情調査で、責任能力はだいぶプラクティスが確立されて良くな
ったという意見が出たが、他の鑑定に関しても精神鑑定と同じようなプラ

クティスをどこかで研究して皆に提供できるようなシステムができればより効率的な運営ができるのではないかと思います。

(吉田委員)

- 振り返りの会で議論を深めるというのはかなり重要だと思う。検察サイドでは形骸化しているから活性化するよということとは常々言っているが、これがしっかりとした実質的な話ができないと、お互いに理解し合える場が少なくなってしまう。公判前整理手続中には、その間の当事者が苦労した状況は裁判官からは見えないと思う。振り返りの会において、例えば証人を呼ぶのに苦労した話などをざっくりばらんに披露しあうことになれば、お互いに不信感があったものが、もっと実質的に理解し合えるところがあると思う。そのためには裁判所の方で音頭をとり、振り返りの会の際に最初にきつい言い方でなぜこんなに意見が遅くなったのか、なぜ終わりがけになって証人請求が増えたのかといったことを端的に言ってもらって、当事者がそれに答える形でその実情を知ってもらい、それで次につなげていくというような試みがいいのではないかと思います。検察官の方でも、裁判所に対し、どうしてこの事件で評議に日数がかかり、判決がこんなに遅いのかということも聞けてよいのではないかと思います。

(出井委員)

- 今回の実情調査でショッキングだったのが、法医の不足の問題である。法医というと証拠方法ということになるので、それはやはり当事者である検察官、弁護士サイドの問題だと思うが、法医が不足しているという事態は本当に皆困っている事態だと思う。おそらく法医に管轄みたいなのはなと思うので、もう少し広いところから法医のつてを確保しておくとかできないのかなと思う。組織の問題として検察の方でなんとかできないのかなという気はした。

(吉田委員)

○ 法医の問題であるが、決定的に人数が足りず、かなり予算が削られてかなり苦しい中でやっているという実情である。その土地の大学に1人しかいないということであれば、裁判所も検察も弁護人もそれを前提とすべきで、例えば公判前整理手続の間で、検察官が代表して法医に話を聴きに行つて問題を解決するとか、それに弁護人も一緒に付いて行き、お互い共有できるような捜査報告書を作るという工夫も考えられる。その土地の法医が鑑定書を書けないから他のところから呼んでくるというのは現実的ではなく、地域の実情に応じて工夫していくのが良いと思う。

(横井委員)

○ 捜査報告書の作成に時間がかかるという意見をよく聞く。弁護人の方も検察事務官からの提示を待つのではなく積極的に捜査報告書の作成に関与する動きがあってもいいのではないかと思う。

(奥山委員)

○ 法医不足の問題について、出張費や鑑定料などの予算の問題で解決できる側面があるとしたならば、そうした実情を、この検討会として国に対して提示する必要もあると思うので、報告書の中に書けるといいと思う。今の態勢のまま自助努力で対応していくには限界があると思う。

(出井委員)

○ 奥山委員の指摘のとおり、やはりそこが態勢の問題ということになる。現状を前提にして法曹三者は工夫していかないとならない、それはそのとおりだと思うが、訴訟、刑事手続に関わる専門家をいかに確保しておくのか、これは態勢の重要な問題だと思うので、それこそまさに当検証検討会の役割ではないかと思う。今回の報告書にどこまで書けるかというのは難しいかもしれないが、是非今後の課題として態勢の問題の一つとして検討していただきたい。

(山本座長)

○ うまく報告書に書ける工夫があればと思う。

(オ) 家事事件・人事訴訟事件の統計データ分析について

戸荊家庭局第一課長から、家事事件全般について、①令和2年の統計数値から大きな変動はないこと、②別表第一審判事件の新受件数が、主として成年後見等監督処分事件及び後見人等に対する報酬付与事件の増加の影響により増加したこと、③別表第二事件については、調停事件を中心として緩やかな増加傾向にあり、平均審理期間は長期化傾向にあること、④一般調停事件については、長期的に見れば、新受件数が減少傾向にあるが、平均審理期間は長期化傾向にあることが説明された。

また、①遺産分割事件について、長期的に見れば、新受件数は増加傾向にあるが、平均審理期間は近年緩やかな長期化傾向にあること、調停に代わる審判が簡易迅速な紛争解決手段として積極的に活用されていること、②婚姻関係事件について、新受件数は高止まりの状況にあり、平均審理期間は長期化傾向にあること、③子の監護事件について、新受件数が増加傾向にあり、平均審理期間も長期化傾向にあること、平均審理期間の長期化傾向の要因としては、養育費請求事件等と比べて審理が長期化する傾向がある面会交流、子の監護者の指定、子の引渡しの各事件が増加傾向にあることがあげられること、④人事訴訟事件について、新受件数が令和3年を除き減少傾向にある一方で、近時の平均審理期間の長期化傾向は依然として続いていること、平均審理期間の長期化傾向に関しては、財産分与の申立てがある離婚事件の割合が長期的に見て増加傾向にあることなどが説明された。

(出井委員)

○ 既に民事のところで、統計の見方として、2年超の事件がどれくらいあるか、増えていくのかは注視しておくべきであると申し上げているが、迅速化法において、審理期間について、第一審の訴訟手続については2年以

内のできるだけ短い期間内にこれを終局させることを目標とするという規定があるものの、刑事と家事ではおそらく2年を基準とするわけにはいかないと思う。刑事は身体拘束を受けている被告人の利益があるのもっと短い期間で見えていく、家事の場合は、特に婚姻関係や、子どもが関係するものについては学年という問題があるので、おそらく2年という期間ではなくて、もっと短い期間で見るべきである。一方で、家事については感情も含めいろいろな要素も絡んでくるので、必ずしも早くやればよいというものではない。そのあたりは民事と違う統計の見方をしなければいけないと思う。

(山田委員)

- 子の監護事件について平均審理期間が延びていることは確かにゆゆしきことだと思うが、調停成立率は51.3%で、一般の調停事件より高い。これで任意の引き渡しが行われるということなのであれば、多少時間をかけて丁寧に行っているという説明もでき、精査する必要があるが、成立率の推移が分からないので、教えていただきたい。他方で、一般調停事件の調停成立率の推移を見ると、成立率が下がってきており、従来は取下げが事実上の解決であるという見方がされていたところであるが、取下げ率も落ちてきている。調停不成立率が上がる一方で平均審理期間は延びてきているという関係にあり、残念な感じがするが、理由として分かることがあれば教えていただきたい。

(戸荻家庭局第一課長)

- 審理期間が長期化する理由として、過去の検証報告書でも言っていたことであるが、相対的に審理期間が長期化する傾向にある、調停成立で終局する事件が増加しているということが影響しているのではないかという分析をしてきた。しかし、調停成立で終局した事件の割合が減少傾向にあるにもかかわらず、平均審理期間は変わっていないということは、これまで

指摘されてきたことに加えて別の原因もあるのではないか、ということを考えないといけなくなる。別の要因としては、実情調査の結果からは、例えば婚姻費用分担事件が増加していることが挙げられる。一つの仮説であるが、婚姻費用分担事件は夫婦関係調整事件と調停期日が並行して続けられることが多く、その中で婚姻費用分担事件の解決を先行すると、その分夫婦関係調整事件が長引くことになるということが実情調査で紹介された。調停運営の改善のための取組を各地の家裁で実施しており、例えば期日回数の目安を設定する取組を行っているところである。もちろん、期日回数を制限することで調停不成立が増えてもよいというわけではなく、3回になったから終わりという話ではなく、事案に応じた柔軟なやり方をしていると聞いている。

(カ) 家事情調査について

戸荻家庭局第一課長から、事案等に応じた調停運営の具体的な在り方とその実現に向けた課題について、新型コロナウイルス感染症の影響については、主に面会交流や婚姻費用・養育費に関する調停に影響を与えているとの指摘があったほか、電話会議・ウェブ会議といったリモートによる調停期日の増加につながっているとの指摘があったことが説明された。

次に、事案等に応じた調停運営の在り方について、対面による調停、電話調停及びウェブ調停の使い分けについては、それぞれの特性や手続の局面に応じて、柔軟に使い分けがされていること、調停期日の予定時間の目安の設定及び調停期日の1日3枠制（午後2枠制）については、1回の調停期日の予定時間の目安を設定し、事前に当事者・代理人と共有することで、密度の濃い調停期日が実現していることに加え、午後遅めの枠に期日が指定できることにより、当事者・代理人の事情等も踏まえた迅速な期日指定が可能となることが紹介されたことが説明された。

さらに、後半の実情調査では、婚姻費用や養育費の調停について、3回

の期日での調停成立を目指し、期日間の間隔もできる限り短くして、迅速な審理を心掛けているとの紹介があったこと、弁護士側からは、1日3枠制（午後2枠制）が導入されたことで、期日が入りにくい状況が改善されたとの好意的な評価がある一方、当事者の話をじっくり聴取すべき局面では相応の時間を取るなど、柔軟な対応が必要との意見もあったことが説明された。

事情聴取・調整の在り方については、調停委員において、傾聴の在り方を工夫し、当事者の思いを受け止めて信頼関係を形成するにとどまらず、当事者の主体的な解決意欲を生み出していけるような働きかけを実践しているとの紹介があり、弁護士側からも、おおむね好意的な評価があったこと、また、事件類型ごとの「審理ロードマップ」の整備など、調停委員のスキルアップを支援するための裁判所側の様々な取組も紹介されたことが説明された。

当事者との認識共有については、ホワイトボードやいわゆる「終わりの会」により、当事者との間で争点や調停進行について認識共有を図ることが確認されたこと、期日間準備の充実については、後半の実情調査において、準備事項を当事者自身にメモしてもらうことにより意識付けを図っていることなどが紹介されたことが説明された。

評議の充実及び審判の見通し等を意識した調停では、各庁の実情に応じて、必要なタイミングで充実した評議が行われていることが確認されるとともに、調停が審判等に移行した場合の判断の見通しについては、事案やタイミングを見極め、慎重に当事者に伝えているとの実情が紹介されたことが説明された。

多角的な取組の推進については、庁全体で、弁護士会とも連携して、様々な取組を行っていることが紹介されたことが説明された。

今後は、当事者のライフスタイルの変化等により家族を取り巻く状況が

ますます多様化していく中で、調停委員が、より一層効果的な当事者への働きかけや、法的観点等を踏まえた調停運営を実現するための高度なスキルを習得するための方策、1回の調停期日の予定時間に目安を設ける取組や養育費等の調停における期日回数を目安を設ける取組の合目的的な運用、調停委員会と当事者・代理人との認識共有や協働の在り方などについて、不断の検証と改善を図っていくことが重要になることが説明された。

次に、人事訴訟の特徴を踏まえた合理的かつ効果的な争点整理等の在り方の現状と課題について、特に問題となる第1回口頭弁論から人証調べ開始までのいわゆる争点整理期間については、長期化の原因として、財産分与の審理において、当事者・代理人が、自身の側の財産に関する任意開示の要求に応じず、裁判所の訴訟指揮にも従わないことや、離婚原因を巡って、周辺事情に関する主張立証の応酬が繰り返されることなどが指摘されたこと、特に、一部の代理人弁護士が、当事者と一体化してヒートアップし、反論等を繰り返すことがあるという指摘があったほか、弁護士の側からも、若手の代理人弁護士の中に、人事訴訟に不慣れな弁護士がおり、焦点のずれた主張を繰り返すなどして審理が長期化するケースがあるとの実情が紹介されたことが説明された。

より合理的かつ効果的な訴訟運営に向けた工夫例等としては、当事者の細かい言い分については陳述書に記載してもらう、財産分与についての裁判所の審理方針を早期に明確に当事者・代理人に示すなどの例が紹介されたこと、また、裁判所側・弁護士の側の双方から、当事者双方が財産関係を任意に開示することが最も迅速な審理を可能にすることから、代理人が裁判所の訴訟指揮に応じて適切に財産の任意開示を行うことが重要であるとの指摘があったほか、人事訴訟に不慣れな若手弁護士などを念頭に、人事訴訟のスタンダードな審理プラクティスないし審理モデルを整備し、裁判所と弁護士会との間で共有することが重要ではないかとの指摘があった

ことが説明された。

今後は、当事者と一体となってヒートアップする弁護士や人事訴訟に不慣れな若手弁護士が一定数いることも念頭に、裁判所と弁護士会とが協力して、人事訴訟の標準的な審理の在り方について認識共有を図っていくことが重要であり、特に当事者間に子どもがいる事案については、裁判所のみならず、代理人弁護士においても、「子の利益」を第一に考えた活動をしていくことが重要となってくることが説明された。

(山本座長)

- まず、事案等に応じたメリハリのある調停運営の具体的な在り方について、御意見を伺いたい。

(奥山委員)

- 報告書案の「対面による調停、電話調停及びウェブ調停を、それぞれの特性や手続の局面に応じて使い分けており、」という表現は正確に書かれていると思うが、これをどう受け止めるかということを経後に向けての検討のところに書いてほしい。結局ここで言いたいことは、重要な局面では対面で期日を実施すべきであるが、そうでない場合や特殊な場面ではウェブ会議を活用した方がよいという内容なのではないか。今回のコロナ禍でウェブ会議というツールが便利だということがわかったが、今後平常時に戻った段階にあっても、使わなくてもいいはずなのに楽だからと、安易に使ってしまう可能性はあると思う。特に調停というのは、原則として人間と人間の関係なので、対面での実施が良いと思うが、家事事件の場合は難しい局面もあるなどといった、それぞれの案件ごとの特徴があるので、このあたりをうまく報告書に書いてほしい。

(戸荻家庭局第一課長)

- 確かに対面でやるべき部分はやらなければ、それを簡単だからウェブ会議で済まそうというのは、特に調停では適切ではないと考えられる。た

だ、コロナ対策という面以外でも、家事調停の場合は当事者間の感情対立が激しい場合があり、そのような場合などにはウェブ会議でやることに積極的な意義があるという面もあり、奥山委員の御指摘も踏まえて報告書の記載については検討したい。

(高取委員)

- 家裁の調停においては、私も以前担当したことがあるが昔と比べてやり方が変わってきているように思う。私は家事事件手続法が施行される前の経験しかないが、家事事件手続法が施行されて以降、当事者の手続的な保障という面が重視され、手続、審理も合理化されている面もあり、さらに今度ウェブ会議も加わることで有り様が変わってきて、それも含めた今後の審理プラクティスや審理モデルというのが構築されていくのではないかと思われる。家事事件はいろいろで、バラエティがあり、審理期間や、審理の中身、聴取の内容なども全然違っているにもかかわらず、従前は一緒に期日も指定して、早く終わるものもあればだいぶ時間がかかるものもあるというような形で行われてきたが、時間を区切って行うことによって、事件に応じた工夫ができると思う。また、今後の審理モデルの中では、ウェブ会議に適する事件はこういうものである、ウェブ会議ではなく対面で行うのに適する事件はこういうものであるということも加味されながら構築されるとよいと思っており、それが民事にも応用できるのかなと思う。民事でも当事者が必ずしも来ていただくのがよい事件ばかりではなく、ウェブで行うことによって、より説得的な審理が行えるようなケースもあるので、そのあたりを何か反映できるような取組があればいいと思う。

(小林委員)

- 調査対象庁で見せていただいた調停の連絡メモやロードマップを実情調査の結果の中に盛り込んでいただきたい。実物そのものを掲載するのが難しいというのは分かるが、あれを見せていただいた前と後で全然理解が違

った。頭の整理ができるように、ホワイトボードにどのように記載していて、調停連絡メモやロードマップがどういうものなのかイメージがわくように書いていただくと有り難い。

(戸荻家庭局第一課長)

- 文章で小林委員の趣旨を盛り込めるように報告書の記載を検討する。

(出井委員)

- 後半実情調査の対象庁はいろいろな工夫がされていて、優等生であったと思う。さらに、おそらく弁護士会の規模が影響しているのか代理人もかなり理解があるような人が多くおり、非常に参考になる取組がされていたと思う。ただ、その前提であえて言わせていただくと、果たしてこういうところを実情調査することにどれだけの意味があるのだろうか、問題があるところをやらないといけないのではないかと思う。やはり家事については、態勢が大きな問題だと弁護士会の中でも声が挙がっている。今回の実情調査は、態勢の問題というよりも、調停とか人事訴訟の運営の問題、手続の運営の問題ということなので、実情調査の検証の対象に入っていないが、調停室の問題であるとか、調査官の数の問題であるとか、そういうところが態勢の問題として重要ではないかと思う。調停のやり方は別に検証検討会でやらなくても他にもいろいろやる場所はあると思う。優等生であった後半の調査対象庁でさえ、一人の代理人の方が、調査官の予定が合わずなかなか期日が入らなかったという例を紹介されていたし、前半の調査対象庁では調停室が不足していたという指摘もあった。今回の検証報告書は実情聴取事項から外れているので、そのあたりを入れていただくのは難しいのかもしれないが、そこが特に家事については大きな問題であると思う。
- 調停期日に何を行うのかとか、どこまで行ったかの確認を行う、宿題の確認は非常に有効なことだと思う。一点なんとかならないのかと思ったの

が、ホワイトボードの写真撮影の問題である。確かに、当事者自身が自分で書くというのは記憶には残るのかもしれないが、それをやるのであれば、ホワイトボードの写真を撮らせて持ち帰らせるとか、なぜそれができないのかと思った。それが庁舎管理権であるとか、いろいろな難しい問題があるということは承知しているが、変えていく必要があるのかなと思う。

(横井委員)

- 家裁でホワイトボードを撮らせないというのは時代遅れではないか。庁舎管理権は所長が持っているのでこれだけ解除しますと言えはすむはずなのになぜそれができないのかなと思う。

(山本座長)

- 次に、人事訴訟の特徴を踏まえた合理的かつ効果的な争点整理等の在り方について、御意見等を伺いたい。

(山田委員)

- 人事訴訟をいかにして迅速化するのかということについて、まずはモデルのようなものを裁判所と弁護士の間で検討を始めること自体が非常に大きな影響を及ぼすのかなと思う。
- 当事者と一体となってヒートアップしてしまうという弁護士の存在については、注意事項として、一般論として報告書に書くのがいいと思う。
- 子どもの関係について、非常に慎重な書き方をしていただき、他の事件に比べて迅速化の価値が重く感じられるし、子の利益を第一に考えるということはそのとおりである。迅速化が必要であるということは当然だが、他方で、子どものことだからこそ慎重に考える、非常にしっかりした調査等によって慎重に考えるという側面は必ず必要になってくるだろうと思う。迅速化の前提としての慎重かつ充実した手続ということについて考慮する必要があるということを書いていただけるといい。

(出井委員)

- 報告書案の子の利益を第一に考えるという記載について、子の利益を第一と言っているのか、子の利益も十分考慮した、というくらいがいいのかと思うところがある。第一というとそのほかに増して、ということになるが、代理人としての立場で、果たしてこれでいいのかと迷うところである。

(キ) 上訴審関係について

(山本座長)

- 次に、上訴審の関係について御意見等を伺いたいの特にないようなので次に進める。

(ク) 特別企画関係について

(山本座長)

- 次に、特別企画関係について御意見等を伺いたい。

(小林委員)

- 報告書案の「迅速化検証の振り返り」という冒頭の表現であるが、「振り返り」というと後ろ向きというか、これで検証はおしまいで、それを振り返って試しているという感じがする。言葉の問題であるが、「迅速化検証の現在地」というか、今我々がどこにいるのかが分かる表現にした方がよいのではないかと思う。司法研修所の研究会における山本座長の基調講演の議事録を拝読し、この20年間の歩み、迅速化検証がどのように始まり、なぜ10年で終わらず、20年経ってもまだ続けようとしているのか、今後目指すべき方向性が非常によく分かった。報告書を読むメディアの中で、この流れをきちんと理解している人がどれだけいるだろうかと思うと、この書きぶりは凄く大事だと思う。我々が今立つ現在地、なぜこの検証報告書を出し続けているのかを冒頭にきちんと書いた方がよい。さらに言うと、山本座長の基調講演の概要の記述をもう少し充実させていただきたい。

基調講演の概要のうち、「迅速化検証の振り返り」と重複しているところは、短くしてもよいと思う。基調講演の議事録でいうと、「今後に向けて」というところが重要であるが、これを基調講演の概要に入れるのが良いのか、検証報告の冒頭に入れるのか、なかなか入れ方が難しいのかもしれないが、うまく工夫していただきたい。

(山本座長)

- 「これまでの迅速化検証全体の概要について」は書いてあることは正確であるが、非常に詳細である。その前の部分で、1頁か2頁程度で迅速化検証の全体の流れが書いてあり、詳しい内容に入っていき形にした方がよい。また、小林委員の御指摘どおり、全体の流れを受けて、今いる現在地、あるいはその将来という部分について工夫して書いていただけるとよい。

(川山総務局企画官)

- 御指摘の点について検討したい。

(奥山委員)

- 山本座長が基調講演で話した内容は全体のところであってもよいのではないかと思う。
- 報告書案Ⅱの1. 1の一番最後の小括でしっかりと書いていただいているが、「総合的、客観的かつ多角的な検証の結果」、「総合的、客観的かつ多角的な検証の結果を示すものであった」という記載について、客観的な結果を示すものであったと言えるのかどうか疑問である。客観性というのはいろいろ難しいところがあるので、「総合的、客観的かつ多角的な検証の内容が更に充実したものとなるよう努めてきた」であれば問題ないと思うが、示すものであったとすると、これは十分リサーチされて合意がとれていますというふうになって、検証が終わってしまう感じがする。しかし、まだ分からないことがあり、いろいろなことがある中で検証を継続し

なければいけないとしたら「総合的かつ多角的」だけでよいのではないかと個人的には思う。

(山本座長)

- おそらくこれは迅速化法の条文でこのような表現になっているのではないかと思う。

(清藤総務局総括参事官)

- 迅速化法の条文は、「最高裁が～中略～裁判の迅速化に係る総合的、客観的かつ多角的な検証を行い、その結果を～中略～公表するものとする」となっていることから、これまでの検証は、法律を守ってやってきたということを示し上げたいということである。表現については検討させていただきたい。

(山本座長)

- 続いて、司法研修所における研究会に関する概要について事務局から御説明いただきたい。

(川山総務局企画官)

- 令和4年6月20日、司法研修所において、裁判官を対象とする裁判の迅速化をテーマとし、現状の審理期間や審理運営改善等の取組に対する裁判官の認識を改めて確認することで、こうした点に対する裁判官の問題意識の深化を図るとともに、裁判所全体として、審理期間の短縮化を含めた審理運営改善の議論をより一層活発なものとするための契機とすることを目的とした研究会が実施されたことが説明された。同研究会においては、検証委員を講師として迎え、全国から集まった30名の裁判官、経験年数としては、任官してから5年目以降20年目以内の者が研究員として参加し、民事・刑事・家事の担当分野を横断した議論を行ったほか、全国規模でこのような議論を促すべく、一部のカリキュラムは各地の裁判所に同時配信されたこと、同研究会は、1日の日程で実施され、午前中に山本座長

による基調講演が行われ、午後は、研究員による共同研究が行われたことが説明された。

基調講演は、「裁判迅速化検証の20年—その意義と課題・展望—」というテーマで実施され、講演においては、裁判の迅速化を巡る議論の経緯、司法制度改革審議会の議論、迅速化法制定の経緯について説明がされ、第1回から第9回までの迅速化検証における取組の内容の紹介とともに、司法の分野において史上初めて組織的、網羅的な統計分析が行われた、といったような、迅速化検証の取組の評価が述べられたことが説明された。

また、裁判外の紛争解決手続の利用等が進み、裁判所の扱う事件が解決の困難なものに限定された場合、求められる裁判の審理期間はどうかといった社会的要因に係る課題や期日回数、間隔等のこれまでの実務慣行の妥当性といった手続に係る課題、その他態勢的な課題の指摘がされたことが説明された。

さらに、法曹三者が、問題意識を持って、ITを活用し、仕事の在り方を変えるための創意工夫をすることで、審理期間等についても抜本的な改善が果たされるという期待が示された一方、司法制度改革審議会において、民事訴訟の審理期間が半減していかないと21世紀の日本の司法が立ち行かないと言われていた中で、現実には長期化していることについて、もう一度立ち止まって考える必要があると指摘され、法律家は、裁判に時間がかかることで、裁判による救済を断念し、あるいは裁判でない形での解決で割り切ってしまった潜在的な当事者がいる可能性を想像する必要があることや、裁判の迅速化のためのIT化も含めた様々な工夫、制度改革の前提として、法曹が危機感を持つ必要があることなどが指摘された旨説明された。

共同研究は、基調講演の内容を受けて、「裁判の迅速化に向けた取組と

問題点、今後に向けて」と題し、研究員10名ずつが、民事、刑事、家事の分野別の3グループに分かれ、それぞれのグループに検証委員が講師として臨席して分野別討議を行い、その後、研究員と検証委員が集合して全体での討議が行われたこと、分野別討議においては、①自分野の審理の現状、問題点、その要因、②自分野における、「充実した手続により、・・・実現する迅速化された裁判」（迅速化法6条）、③他分野における取組で有用と思われる発想や提案等について議論され、各グループにおいて、審理期間が長期化していることについての危機感等が共有され、その要因等について、活発な議論が行われたこと、全体討議においては、分野別討議の内容を踏まえた上で、①「充実した手続」や「迅速な審理」（迅速化法6条参照）の必要性や意義、②充実した手続による迅速な審理を行うための工夫・取組を実施する上での観点・切り口、③迅速化法における責務（6条、2条1項、7条1項）、充実した手続の実施による迅速な審理を実現するための裁判所全体としての取組等について、議論されたことが説明された。

（出井委員）

- 当検証検討会の役割について総論的なことを改めてこの機会に申し上げておくと、過去10年を振り返ると第5回以降の検証は、特に民事家事は運用面にフォーカスしたというようなものであったと思う。それは非常に意味のあることで迅速化や手続の充実は運用、制度、態勢で達成するということになっているので、運用はその点一つだと思う。ただ、あえて申し上げますと、迅速化というのは運用だけの問題ではない。迅速化法にも規定されているとおり充実した手続を実施すること、並びにこれを支える制度及び態勢の整備を図ることにより行うものとされている。これもやはり踏まえるべきだと思う。過去の振り返りをみると第4回や第5回では、制度や態勢の問題にも踏み込んだ提案がなされていて特に第4回では裁判官や

弁護士の執務態勢にも踏み込んでいる。そのあたりもう一度踏み込んで考えてみるべきだと思う。誤解のないように申し上げておくと運用についてこういうベタープラクティスがあるということはこの報告書という形で周知するというのは、それはそれで意味のあることだと思うが、それだけが当検証検討会の主要な役割ではないと思う。20年間やってきたので、どう振り返ってどう検証するかは考えるべきであると思う。

- 検証検討会は最低限いろんな統計数値と実情調査から迅速化に対する現状と課題を明らかにするというのが役割であると思う。その際に、いろいろと、こうしたらよいか方策が出てくることがあって、提案があってよいと思う。これは態勢面もそうであるし、制度面も、それからこの10年間はまさに運用の問題についていろいろな提言というようなものが紹介されていると思う。ただ、この検証検討会では何かを決めるものではなくて、これは態勢についても法制度についても言えることであるが、法制度についてはまさに国会が決めることになるので、この検証検討会が決めることではなくて問題提起をしてもそれは別のところが決めることであると思う。これは運用についてもしかりで、当検証検討会で運用を紹介して、それを記録に残すことはよいと思うが、運用についてもこの検証検討会で方向性を決めるものではないと思う。これを踏まえて、その観点で若干書き方として気になったのが分野別の振り返りの民事のところである。講じられた審理運営上の施策とその効果や課題のところでは第4回の報告書で施策の提案、これがどれだけ実施されているのかという観点で書かれているが、第4回の報告書で制度についてもいろいろと提案がされているが、あくまでも一つの考え方を示すものであって、裁判所の全体の方針をそこに向けたわけではないし、ましてや訴訟当事者となる弁護士会と協議をし、あるいは了解を得て何か方針等示されているわけでもない。表現は非常に工夫されていて検討を進めるべきという表現になっているので、不正確で

はないのかもしれないが、全体として検証報告書で提案した施策がどれだけ実施されているのかというような記載が若干気になる。

これも口頭議論活性化というような非常に抽象的なものであれば誰からも異論のないところであるが、例えば、三つのステップを明確に意識して進めていくプラクティスとか、書面による準備手続を終結した後の口頭弁論期日において争点、証拠整理手続の結果を踏まえて陳述すべき主張書面や提出すべき証拠を選別するなどの取組というのは、価値ある取組だとは思ふものの、何かそれが目指すべきプラクティスとしてどこかで決まったかのような印象を受けた。

飽くまでも制度、それから運用についての提案であって、何かそこでそれを目指すべきとなったわけではないということは指摘しておきたいと思う。

- 充実と迅速化の関係であるが、迅速というと時間だけのことのように見えるがそうではなくて、適正で充実した手続というのが前提であるということが恐らくこの検証検討会では共通の認識だと思う。ある程度の計画性を持って手続を行うとか、各期日、あるいは期日間で何をやるかということ意識して手続を進行する。それから期限を守るといったことが迅速化に資するわけだが、そこまでいくともう充実とほとんど同義ということになると思う。できるだけ無駄を廃するということにもなると思うが、無駄というのは裁判所目から見て無駄ということではなく、また判決から振り返って無駄だったということではなくて、やはりその時点に立って意味のある活動なのかということを考えるべきである。社会における手続である以上は、延々とやっていいということはありません、どんなに必要なことであってもどれだけ時間をかけていいというのは充実とは言わないと思う。したがってそれはある程度の外縁というものはあり、それが恐らく2年以内だということだと思う。そういう意味では時間の要素というのは

ある程度独立の要素ではあるが、その範囲内ではやはり飽くまでも充実、手続の適正充実というのが前提にあっての迅速化だということは改めて申し上げたい。実情調査で気になったのが、質問する最高裁の事務局の方は十分理解していると思われるが、受け取る側はどうやら期間のことだけを問題にしているのではないかという前提で答えている、というように受け取られるところが何か所かあったので、迅速化というのは時間だけの問題ではないということは改めて共通の認識にしておくべきだと思う。

- 共同研究の概要の民事分野のところで、法曹三者という表現があるが、法曹三者というと裁判所と弁護士とそれから検察をいうので、表現は改めた方がよいと思う。

(小林委員)

- 山本座長の基調講演の概要の中でもよいし、冒頭の部分でもよいので、どこかに利用者目線というのをに入れてほしい。利用者調査の調査結果まで入れるかどうかは別として、時間がかかることで不利益を受けるのは誰なのかというところを意識した方がよいと思う。

(奥山委員)

- 報告書案の第3回報告書のところで、長期化する傾向のある事件類型の典型例として医事、建築、知的財産とあって、それについて検討するという経緯があって今回の報告書案でも統計資料のところでこれが出てきていると思うが、本当は実情調査の部分でも踏み込んで書かないといけないと思う。実情調査では、もう少し一般的かつ包括的な裁判の在り方が対象に選ばれて調査されていると思うが、事例数が少なくてもそれなりに長期化傾向にある事件類型はあるので、今後の課題だということを小括等に入れた方がいいのではないかと。難しければ次回以降の課題にしてもよいと思う。

(2) 今後の予定について

次回の検討会は、次の日時に開催され、報告書の最終案について意見交換することが確認された。

第69回 令和5年5月26日（金）午後

（以 上）